

村税の納付は 新型コロナ対策としても有効な口座振替で

村税の納付には、現金または口座振替による方法があります。

南阿蘇村では、便利で安心、確実な口座振替による納税を推進しています。

口座振替は、外出しないで支払いができるため、人との接触機会の低減につながり、**新型コロナウイルス感染症対策としても有効**です。

口座振替とは

指定された下記の取り扱い金融機関等の預貯金口座から、電気料金やガス料金と同じように自動的に振替をおこない、納税する方法です。

(口座振替にすると)

- (1) 指定された預貯金口座から、自動的に払い込まれる(振り替える)ので納め忘れがありません。
- (2) 納期ごとに金融機関等に行く必要がないので、手間が省けます。
- (3) 仕事が忙しくて納付にいけない人や不在がちな人に便利です。
- (4) 一度手続きをすると、納税義務者が変わらない限り毎年継続されます。

口座振替にできる税

- ◇個人村県民税(普通徴収) ◇軽自動車税
- ◇国民健康保険税(普通徴収) ◇固定資産税

振替の開始

金融機関に提出された月の翌月以降の納期の分から振替開始となります。

指定金融機関

肥後銀行 熊本銀行 熊本県信用組合
JA阿蘇 ゆうちょ銀行・郵便局

手続き方法

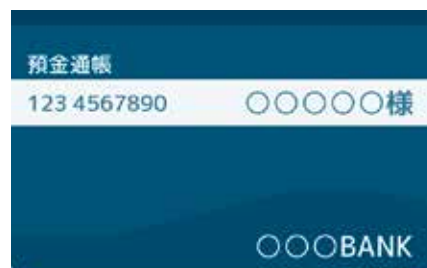
村内の金融機関に「南阿蘇村村税等口座振替申込書」が備えつけてありますので、「納税通知書」、「預貯金通帳」、「通帳届出印」を持参のうえ、必要事項を記入・捺印し、指定金融機関に提出してください。

振替日

毎月27日。金融機関等の休業日となる場合、翌営業日が振替日となります。

手続き上の注意点

- ・村税は、納税義務者(個人)ごとに手続きが必要となります。同一家族であっても、別々に手続きが必要です。
- ・固定資産税について共有名義がある場合は、宛名ごとに申込みが必要です。
- ・現在納めていない科目であっても、あらかじめ登録ができます。
- ・口座振替の開始は、申込時期により2~3カ月後となる場合がありますので、ご容赦ください。
- ・残高不足で振替ができなかった場合、再振替は行っておりません。
口座振替不能通知と納付書を送付しますので、役場会計課や金融機関にて納付してください。
- ・村外の金融機関には「南阿蘇村村税等口座振替申込書」が備えつけてありませんので、役場税務課までご連絡ください。申込書をお送りします。
- ・村税外の使用料についても振替対象となります。



〈問い合わせ〉税務課 収納係 TEL (67) 2703